

## 第20回 全麺協素人そば打ち段位認定 美山大会実施要綱

### 1 開催主旨

『そば』は、長い歴史と地域文化の中で育まれ、全国のふるさとを代表する食文化として、特別の思い入れを持って全国各地に息づいている。現在、安全で健康な食品志向への高まりと手づくり文化の見直しから「手打ちそば」を生活の中に取り入れようとする動きが広がってきている。

本大会は、手打ちそば愛好者の輪を更に広め、技術向上と手打ちそばの普及を図り、併せて元気なまちづくりに寄与することを目的として、一般社団法人全麺協が定めた「素人そば打ち段位認定制度基本要綱」に基づき実施する。

### 2 大会の位置付け

この大会は「全麺協素人そば打ち段位認定制度審査基準規程」に基づき、「初段位・二段位」の大会を実施する。

### 3 主 催

特定非営利活動法人越前みやまそば元気の会

### 4 後援

一般社団法人全麺協、美山公民館、福井新聞社

### 5 開催日時

平成30年 7月 1日（日） 8：00～12：30

### 6 開催場所

越前みやま長寿そば道場 ごつつおさん亭

（福井市瀬ヶ口町24-7 TEL 0776-90-1144）

### 7 受験資格

◎初段位 手打ちそば愛好者で、そば打ちを職業にしない者

◎二段位 手打ちそば愛好者で、そば打ちを職業にしない者であり、初段位取得後1年以上を経過している者

※「そば打ちを職業としない者」の定義は、全麺協段位認定制度第3条に準ずる。

※他会場で段位認定を受験し不合格となり、本大会実施時点での期間を経過していない者は受験できない。

初段位 2ヶ月以上 二段位 6ヶ月以上

※複数の段位認定会に重複して応募する「重複応募」も禁止する。

### 8 応募人数

- ・初段；20人
- ・二段；20人

\* 平成28年度より、全麺協会員・会費制度改革に伴い初段位受験者希望者は全麺協非会員で受験資格を得られますが、二段位は、正会員所属個人会員又は、特別個人会員の方に受験資格があります。

受験希望者でまだ個人会員、特別個人会員登録をお済でない方は、個人会員、特別個人会員加入の事前登録手続きと同時に、個人会員として納入基準額2,000円、特別個人会員として納入基準額5,000円の納付をお願いします。(素人そば打ち段位認定基本要綱第6条の2参照)

ご不明な点については全麺協本部事務局(03-3512-7112)にお問い合わせください。

## 9 段位認定基準

「全麺協素人そば打ち段位認定制度審査基準規程」に基づく。(別紙1)

## 10 受験料・認定料について

### 【技能審査料】

段 位	受 験 料			備 考
	個人会員	特別個人会員	全麺協非会員	
初段位	6,000円	6,000円	7,000円	
初段位	4,000円	4,000円	4,000円	学生(13歳以上)
二段位	8,000円	8,000円		
二段位	4,000円		4,000円	学生(13歳以上)

### 【認定料】

格段段位の審査により合格した者は、上記受験料のほかに下記認定料を全麺協に納入することにより、段位認定証が交付されます。(段位認定会当日)

段 位	認 定 料			備 考
	個人会員	特別個人会員	全麺協非会員	
初段位	5,000円	5,000円	8,000円	
初段位	4,000円		4,000円	学生(13歳以上)
二段位	6,000円	6,000円		
二段位	4,000円		4,000円	学生(13歳以上)

※受験料、および認定料は原則として返金できません。

## 11 申込方法

別紙3の審査申込み書に必要事項を記入の上、必ず郵送で申込み下さい。

## 12 申込期限

平成30年5月25日(金)必着

## 13 受験可否の通知

5月下旬までに申込者全員に郵送で通知します。

14 郵送先

〒910-2214

福井県 福井市福島町 7-15-1

第20回段位認定美山大会担当 北川 健宛て (FAX0776-26-5342)

15 問い合わせ先

特定非営利活動法人 越前みやまそば元気の会

事務局（認定会担当）北川 健（携帯 090-4327-3314）

その他

◆そば打ち道具については主催者が準備致します。

打ち台・・縦100cm、横120cm、高さ77cm

木鉢・・外径約54cm

ふるい・・網目40目又は32メッシュ

踏台・・高さ約10cm

但し麺棒、包丁、駒板等は持ち込み可とします。

◆練習の粉の注文は下記に直接連絡ください。

TEL・FAX 0776-90-1144

住所 〒910-2211

福井県福井市瀬ヶ口町 24-7

越前みやま長寿そば道場ごつおさん亭

## 別紙3

## 第20回 全麺協素人そば打ち段位認定美山大会 技能審査申込書

ふりがな 氏名			受験段位	個人ID番号	
	(印)			初段位・二段位 (いずれかを○印で囲んで下さい。)	
(該当に○印)  所属団体 代表者氏名	初段位：個人会員・特別個人会員・非会員		認定済 の段位	認定済の段位	無・初段
	二段位：個人会員・特別個人会員			認定日	平成 年 月 日
	印 個人会員の方は所属団体印又は、代表者印を捺印 非会員・特別個人会員の方は捺印不要			認定番号	----- (例 11美山〇〇1)
生年月日	西暦 年 月 日	生 滿 歳	性別	男・女	
住 所	〒 -				
道具の持込 (借用物等)	大会事務局で用意する道具		参加者の持込物品（借用する場合は○印を！）		
	① 木鉢 ②ふるい ② 踏台（高さ10cm）		① 包丁、②切り板、③こま板、④のし棒 ⑤ほうき ⑥ちりとり		
職 業		連絡先	電話・携帯		
			FAX		
			E-mail		
そば打ちの プロフィール 所属団体で の活動、研 鑽方法等	(そば打ちのきっかけ、活動状況、研鑽方法など)				
その他	(地域での活動状況、今後の抱負など)				

(記載事項につきましては、個人情報保護の観点から「全麺協・段位認定事業」のみに使用します。)

私は、そば打ちを職業としない素人であることを誓い、全麺協「素人そば打ち段位認定制度実施要綱」第5条素人の定義を熟知した上で、上記のとおり受験を申し込みます。

平成 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ (印) (自署)

(注1) 特別個人会員とは、会員団体に属していない個人で年会費として5,000円を全麺協に納入された会員。

## 素人そば打ち段位認定制度基本要綱

平成 28 年 4 月 1 日改正

### 第 1 条 目的

この要綱は、一般社団法人全麺協（以下「全麺協」という。）が実施する素人そば打ち段位認定制度（以下「段位認定制度」という。）に関し、その円滑な運営を図るため、基本的必要事項について定めることを目的とする。

### 第 2 条 段位認定制度の趣旨および目標

「そば」は我が国の長い歴史と地域の食文化の中で育まれ、全国のふるさとを代表する食物として日本人の日常生活の中で脈々と受け継がれている。更にこの度、そばを含む「和食」がユネスコ無形文化遺産として登録され関心が高まりつつあり、この伝統的な「手打ちそば」の文化は、「安全で健康な食品への志向」、「手作り文化の復活」、また、中高年齢層を中心とした人たちが「余暇を有効に活用するための趣味」として全国的な広がりが見られる状況である。全麺協はこの気運を更に発展させるため、そば打ちを職業としない「素人」を対象に「そば打ち技能の習熟度」、「そばの普及活動による地域振興の貢献度」、そばに対する取り組み姿勢と態度」、「そばに関する知識の習得度合」等を審査し、全麺協の定める基準に基づき「段位」を付与する制度を制定した。この制度は全麺協の目的であるそばを通じて人間形成を目指し、心豊かで潤いのある生活の実現を図るとともに、地域活性化に取り組む各種団体と連携し、相互扶助と協働精神に基づいたそばによる地域振興を進めることに寄与し、そばに親しむ人が、全麺協が定める「そば道」を極めることを目標とするものである。

### 第 5 条 素人の定義

段位認定制度に於いて、「素人」とは「そばの専門家でなく、それを職業としていない者」とするが、次の各号に定める事項は「素人」と認定するものとする。

- ① 前条第 2 項第 1 号に定める「全麺協認証そば教室」でそばに関する知識、技術の指導を行い相応の手当等の支給を受けても「素人」と認定する。
  - ② 全麺協の開催するそば博覧会のそば打ち体験教室等でそばに関する知識、技術を指導し相応の手当等の支給を受けても「素人」と認定する。
  - ③ 地方公共団体又はこれに準ずる団体の施設（道の駅、公民館等）においてそば打ち体験教室等を開催し、そばに関する知識、技術の普及に努めたと認められる場合には日当等の支給を受けても「素人」と認定する。
- 2 段位認定者が前項各号の一に該当するときは、様式第 3 号「素人承認届」を、全麺協会員を通じて全麺協事務局に提出しなければならない。
- この承認届を受理した全麺協事務局は、段位認定事業部に報告し、その経緯を明らかにしておかなければならぬ。
- 3 前 2 項に関わらずそば道段位認定制度の目的から見て「素人」であるか否かの判断で、疑義が生じたときは、事業部において検討し判断するものとする。ただし、重要な事案については、理事会に報告するものとする。

# 一般社団法人 全麺協

## 素人そば打ち段位認定制度審査基準規程（初段・二段該当項目を抜粋）

平成28年4月1日改正

### 第1条 目的

一般社団法人 全麺協（以下「全麺協」という。）素人そば打ち段位認定制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7条に基づき「素人そば打ち段位認定制度」（以下「段位認定制度」という）の実施に関して実施基準及び実施方法等を定めることを目的とする。

### 第2条 段位認定審査実施要領

段位認定審査は、初段位から三段位までは技能審査を、四段位は書類審査及び技能審査を、五段位は書類審査、筆記試験、意見発表、面接試験、技能審査及びそば打ち指導についての審査を行う。

#### 1 技能審査

技能審査は、水回し、こね、のし、切りの4工程と事前準備、衛生並びに服装検査、事後の後始末状態について、第4条に定める「段位認定技能審査基準」（以下「審査基準」という）及び別表に定める「技能審査チェック項目」等により審査する。

##### ① そば粉の量

技能審査で使用する「そば粉」と「つなぎ粉（小麦粉）」の重量は、実施基準第4条のとおり審査する段位により定める。

##### ② 審査で使用する道具

技能審査で使用する道具類は、手打ちにより製麺するものとするが、地域性を考慮し判定する。ただし、「半自動送りの包丁」など手打ちを補助するための道具は認めない。

認定会審査時に使用される用具類は、段位認定会主催者（以下「主催者」という。）が用意するものとするが、包丁、切り板、こま板、麺棒等の小間物は、受験者が持参して使用することができる。

ただし、主催者が用意する木鉢については、外径約54cmのもの、ふるいについては、網目40目又は32メッシュで外径約24cmのもので、全麺協が統一した規格のものを使用するものとする。

##### ③ 審査で使用する材料

審査で使用する材料は、主催者が用意する「そば粉」「つなぎ粉（小麦粉）」及び「水」の3点とし、これ以外の材料は認めない。

##### ④ 審査の所要時間

技能審査の所要時間は、開始の合図があってから終了の合図があるまで40分間とする。ただし、この時間を若干超過して終了した場合でも失格とせず採点は行うものとする。

なお、開始前の衛生、服装検査、終了後の後始末検査に要した時間は、この時間内に含まれない。

##### ⑤ 切り幅

切り幅は、おおむね1.5mmから2.0mmを基準とし、地域の特色を考慮するものとする。

「切り揃え率」及び「つながりの長さ」は、第4条の段位別に定める基準により判定する。

##### ⑥ 姿勢

認定審査会におけるそば打ちの姿勢は、地域の特色を考慮して立つ、座る等の打ち方は問わないが、その姿勢、態度品性があるかどうかについて判定する。

##### ⑦ その他

食品衛生の観点から、爪、頭髪の手入れ、衣服の品性、清潔感等についても審査するほか、作業中のそば粉等のこぼれ、道具、衣服、身体の汚れ方、道具の後始末の状態についても審査判定する。

## 第3条 段位別受験資格等

基本要綱第6条に基づき段位別受験資格、再受験までの期間及び受験の条件等は、次のとおりとする。

### 1 段位別受験資格

#### ① 初段位

そば打ちを職業としない年齢13歳以上の者であれば何人も受験することができる。

#### ② 二段位

基本要綱第6条第2号の定める要件を満たしており、初段位に認定後1年以上経過している者は、受験することができる。

#### ③ 三段位以上省略

### 2 受験資格期日の算定基準

#### ① 受験資格の経過年数は、段位認定会の実施日を基準とする。

#### ② 受験資格で上位段受験の経過年数で15日間以内の日数不足までは、期間を満たしているものと認める。

### 3 再受験までの期間

認定会において不合格になった場合は、「審査結果」を参考にして研鑽・練習を積むことが必要であり、その期間として再受験までの期間として次の通り設定する。この期間に満たない場合は、段位認定会を受験することはできない。

該当段位	再受験期間
初段位	2か月以上
二段位	6か月以上
三段位	1年間以上

## 第4条 段位認定技能審査基準

### 1 初段位

そば粉の量は700g(そば粉500g、つなぎ粉200g)とする。

- ① そば打ちが40分以内に終了している。
- ② そばの切揃え率が60%以上である。
- ③ そばを持上げても20cm位につながっている。
- ④ 打つ姿勢が堂々として落着いている。
- ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれが少なく、道具や衣服、身体の汚れ方も少ない。  
また、道具の始末がきちんとできている。

### 2 二段位

そば粉の量は1,000g(そば粉800g、つなぎ粉200g)とする。

- ① そば打ちが40分以内に終了している。
- ② そばの切揃え率が70%以上である。
- ③ そばを持上げても23cm位につながっている。
- ④ 打つ姿勢が堂々として落着いている。
- ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れ方も少ない。  
また道具の始末がきちんとできている。

### 3 三段位、四段位、五段位は省略

## 第6条 その他

この審査基準規程の運用にあたり、疑義あるときは段位認定事業部で検討するものとする。

ただし、重要な事項については、理事会に諮り解決するものとする。

以上、全麺協素人そば打ち段位認定実施基準のほか統一見解が適用されますのでご留意ください。

(段位認定制度の統一見解、諸規定については全麺協ホームページを参照ください。)

<http://www.zenmenkyo.com>